平成２１年（フ）第６４２１号
大阪府摂津市庄屋２丁目２番22―302号
債務者　矢野　譲治
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４２３号
大阪市港区弁天２丁目１番36号　スカイハイツ701号
債務者　田川しのぶ
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４４７号
大阪市西成区花園北１丁目１番10号　ペントハウス1013号、住民票上の住所大阪府堺市西区鳳北町10丁102番地２
債務者　内田　秀一（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４８１号
大阪府東大阪市七軒家９番12号
債務者　大西　由貢
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４８４号
大阪市生野区巽南２丁目４番25―606号
債務者　東官道こと　鄭　　官道
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４８７号
大阪市鶴見区横堤２丁目11番11号　404
債務者　前田　泰信
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７１４号
大阪市城東区鴫野東１丁目１番14号　丸栄マンション306
債務者　加藤　嘉子（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７７７号
大阪府交野市郡津１丁目15番６―103号
債務者　池田　信治
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０１０号
大阪市淀川区東三国５丁目11番６―506号
債務者　小安　隆之
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０１１号
大阪市淀川区東三国５丁目11番６―506号
債務者　小安はつみ
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２９７号
大阪府吹田市佐竹台２丁目４番B16―206号
債務者　重　　真也
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３３９号
大阪府高槻市柱本新町12番A15―302号
債務者　伊藤美智子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３８３号
大阪府吹田市古江台５丁目５番B32―203号
債務者　中島　君子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４００号
大阪市鶴見区鶴見３丁目６番44号
債務者　萩原　純也
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４５１号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目９番２―413号
債務者　林　　香里
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４８３号
大阪市中央区安土町１丁目４番10―505号
債務者　豊竹　美範（旧氏名豊竹美鈴）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５４５号
大阪市住之江区北島１丁目５番19―504号
債務者　大川るり子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５４９号
大阪府枚方市走谷１丁目１番１―412号
債務者　北鶴　将登
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部